

- 5 よって当委員会は、申立人の本件申立てのうち救済内容①賃金及び退職金差額の支払い及び③謝罪文の交付に関しては、労働委員会規則第32条第2項第3号に定める不当労働行為を構成する具体的事実の記載を欠き、その欠陥が補正されないときに、また救済内容②慰謝料の支払いは当委員会の権限外の問題であって、法令上実現することが不可能であることが明らかなきにそれぞれ該当するものと認め、同規則第34条第1項第1号及び第6号の規定を適用して主文のとおり決定する。

平成3年1月25日

兵庫県地方労働委員会
会長 元原利文 ㊟